

# 公益社団法人電気化学会ロゴマーク取扱規定

## 第1条（目的）

本規定は公益社団法人電気化学会（以下、本会）が定めるロゴマークに関する基本的事項を定めることにより、本会のアイデンティティを確立するとともに、本会の知名度の向上及びイメージの浸透を図ることを目的とする。

## 第2条（様式）

ロゴマークの様式は、別図の図案を示すベクトルデータファイル（svg形式）により規定されるものとする。

## 第3条（使用申請）

ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、事前に書面またはウェブサイトにおけるデータ入力により電気化学会ロゴマーク使用許可申請書を事務局長に提出し、許可を得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本会および支部・専門委員会等におけるロゴの掲示・映写等、本会の運営・活動のため又は本会会員が研究成果発表等のために作成する配布物、出版物等にロゴマークを付する場合は、許可申請は要しないものとする。

## 第4条（使用許可）

事務局長は、前条第1項の申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を許可するものとする。

- (1) 本会の信用又は品位を傷つけ、又はそのおそれがある場合
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (3) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがある場合
- (4) その他事務局長が適当でないと認める場合

## 第5条（契約の締結）

事務局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用者とロゴマークの使用に関する契約（以下「使用契約」という。）を締結しなければならない。但し、本会支部・専門委員会等が使用する場合は除く。

- (1) ロゴマークを使用した商品を販売する目的でロゴマークを使用する場合
- (2) ロゴマークを利用して役務を提供する目的でロゴマークを使用する場合
- (3) その他営利目的でロゴマークを使用する場合

## 第6条（使用料）

前条の規定により使用契約を締結した使用者は、当該使用契約に定める使用料を本会に納付しなければならない。

## 第7条（遵守事項）

使用者はロゴマークの品位及び尊厳の保持に努めるとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの形状は、改変しないこと。その目的のため、使用の際には本会ウェブサイトに掲載されるオリジナルのファイルを用いること。
- (2) 本会の同意なしにロゴマークを第三者に使用させないこと。

## 第8条（使用の許可の取消し又は停止）

ロゴマークの使用に当たり、使用者が本規定に違反し、又はその趣旨に違反すると認められるときは、事務局長は会長と協議し、ロゴマークの使用許可の取消し又は使用の停止を求めることその他の措置をとることができるものとする。

## 第9条（事務）

ロゴマークに関する事務は、電気化学会事務局において行う。

## 第10条（雑則）

本規定に定めるもののほか、各事業におけるロゴマークの取扱いに関し必要な事項は、その都度、別に定める。

## 第11条（改訂）

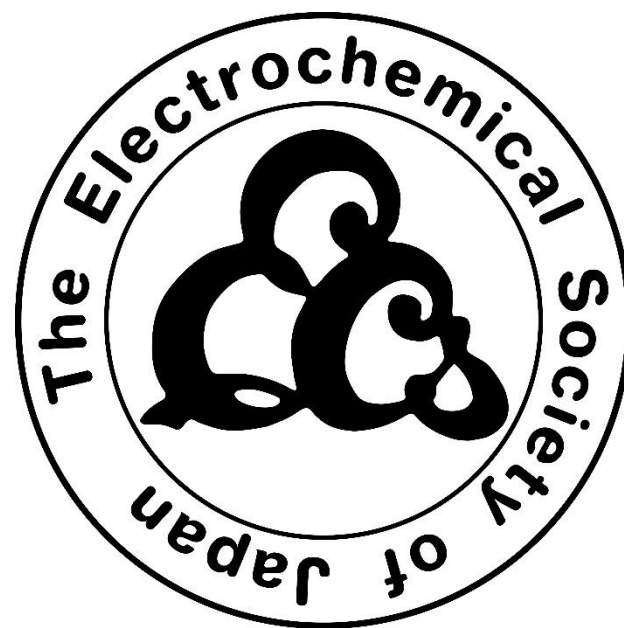
本規定を改正しようとするときは、広報委員会の決議による。但し、別図の改訂の場合は広報委員会の議を経て理事会の承認を要するものとする。

## 附則

この規定は、2021年1月12日より施行する。

制定 2021年1月12日 広報委員会

## 別図



## 補足事項

本図はロゴマークの輪郭のみを規定するものであり、地およびロゴの色は規定しないものとする。ロゴマークを使用する場合、ロゴ色は単色でなければならない。

地色およびロゴ色は視認性を確保するため、できる限りコントラストを高くすることが望ましい。

デジタルデータ URL:

<https://doi.org/10.5796/denkikagaku.21-xxxxxx>

電子付録に収録。